

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十八号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項の前の見出し及び同項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。